

特別養護老人ホーム
み ず ほ の 里
(ユニット型)

重 要 事 項 説 明 書

〒347-0046 埼玉県加須市大字平永142

TEL 0480-61-2228

【特別養護老人ホームみずほの里 重要事項説明書】

＜令和 7年 4月 1日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口担当者

氏 名 伊藤 恵子、佐々木 満（本館）
山崎 彰一（みのり館）

電 話 0480-61-2228

受付時間 10:00～18:00

2 特別養護老人ホーム みずほの里（ユニット型） の概要

（1）提供できるサービスの種類

施 設 名 称	特別養護老人ホーム みずほの里（ユニット型）
所 在 地	埼玉県加須市大字平永142
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 1173801026

（2）施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		施設管理全般	1名
医 師		2名	診療、健康相談等	2名
生活相談員	1名	2名	生活上の相談等	3名
栄養士	1名	1名	栄養管理等	2名
機能訓練指導員	1名		リハビリテーション・機能回復訓練等	1名
介護支援専門員	2名	1名	サービス計画の立案・管理等	3名
事務職員	4名			4名
看 護 介 護	看護師	2名	医療、健康管理業務等	2名
	准看護師	2名		2名
	介護福祉士	24名	日常介護業務等	27名
	介護職員	10名		17名

（3）施設の設備の概要

定 員		70 名
居 室	ユニット型個室	40 室
	ユニット型個室の多床室	30 室
共同生活室		7 室
医務室		1 室
談話室		1 室
浴 室		一般浴槽と特別浴槽があります。

3 サービスの内容

① 居 室

全室個室となります。なお、具体的にどの居室に入所するかはお選び頂けません。

② 食 事

朝食 7 : 5 0 ~ 8 : 1 0

昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 4 0

夕食 1 7 : 4 5 ~ 1 8 : 4 0

以上の他、湯茶等のサービスがあります。原則、食堂にておとりいただきます。

③ 入 浴

週に2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、清拭となる場合があります。

④ 介 護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添等。

⑤ 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥ 健康管理

当施設では、毎年1回健康診断を行います。日程については、別途ご連絡します。また、診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑦ 口腔内吸引

誤飲・誤嚥をした場合、喀痰を自力で出すことができない場合などに、看護職員が口腔内吸引を行うことがあります。

⑧ 喀痰吸引

看護師のほか、事前に医師及び看護師から喀痰吸引の指示のあったご利用者様について、定められた範囲内で特定の研修を受けた介護福祉士（認定特定業務従事者）が喀痰吸引を行うことがあります。

⑨ 急変時対応

体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡します。

⑩ 安全管理

防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑪ 日常費用の受入・支払代行

介護以外の日常生活に係る諸経費に関する支払代行を申し込むことができます。サービスご利用に際しては、別途「日常費用支払代行契約書」の締結が必要となります。

⑫ 所持品等の保管

特別な事情のある所持品についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。

⑬ レクリエーション

当施設では、日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行なわれます。行事によっては、別途参加費がかかるものもございます。参加費用が発生する場合に下記のいずれかに該当するかをお伺いし該当する対応をさせていただきます。

該当する方に○印	
3,000 円以内の行事参加費が発生する場合 ご利用様が希望する場合は連絡不要	はい ・ いいえ

⑭ 居室の変更

利用者の心身の状態の変化、利用者同士のトラブル、職員の見守り態勢の変更等により、契約期間中に居室を変更していただく場合があります。

⑮ その他のサービス

ア 通院サービス

医療上必要な場合は、利用者を病院に受診・通院させるサービスを行います。ただし、利用者またはご家族等が受診・通院を希望する場合であって、当施設の看護職員が利用者をただちに受診させる医療上の必要性が低いと判断したときは、通院はご家族等の負担（ご家族等による送迎）となります。なお、医療費は別途かかります。緊急時や必要と考えられる場合は当施設の判断で診療や入院治療を受けて頂く場合があります。

<協力医療機関>

病院名：医療法人 徳洲会 羽生総合病院
住所：羽生市 大字下岩瀬 446 番地
連絡先：048-562-3000

病院名：医療法人 十善病院
住所：加須市 愛宕 1-9-16
連絡先：0480-61-2595

病院名：社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会加須病院
住所：加須市 上高柳 1680
連絡先：0480-70-6888

病院名：医療法人 萩原医院
住所：羽生市 西 4-1-6
連絡先：048-561-0976

※協力医療機関への送迎は施設で行います。本人様受診時の施設職員による付添に関しては本人様の身体状況、精神状態により、施設職員対応か、家族様対応かを決めさせていただきます。

イ 理美容サービス

当施設では、理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

ウ その他サービス

介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

4 利用料金

(1) 基本料金等

○基本料金 【上段：月額（30日）下段：1日分相当】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の方	25,380円 846円	27,705円 923円	30,201円 1,006円	32,567円 1,085円	34,853円 1,161円
2割負担の方	50,759円 1,691円	55,409円 1,846円	60,402円 2,013円	65,122円 2,170円	69,705円 2,323円
3割負担の方	76,138円 2,537円	83,113円 2,770円	90,603円 3,020円	97,683円 3,256円	104,557円 3,485円

◇上記表は下記の合計単位数に単位単価 10.27円を乗じて算出しています。

■基本単位

要介護1 [670 単位/日] 要介護2 [740 単位/日] 要介護3 [815 単位/日]

要介護4 [886 単位/日] 要介護5 [955 単位/日]

■日常生活継続支援加算 [36 単位/日] ■看護体制加算Ⅰ [4 単位/日]・Ⅱ [8 単位/日]

■夜勤職員配置加算 [13 単位/日] ■個別機能訓練加算Ⅰ [12 単位/日]・Ⅱ [20 単位/月]

■科学的介護推進体制加算Ⅰ [40 単位/月] ■褥瘡マネジメント加算Ⅰ [3 単位/月]

■介護職員処遇改善加算 [合計単位×8.3%]

■介護職員等特定処遇改善加算 [合計単位×2.7%]

◇他、該当した場合に下記の加算が付加されます。

■ADL維持等加算 [30 又は 60 単位/月] ■褥瘡マネジメント加算Ⅱ [13 単位/月]

■排泄支援加算 [10 又は 15 又は 20 単位/月] ■自立支援促進加算 [280 単位/月]

■科学的介護推進体制加算Ⅱ [50 単位/月]

■安全対策体制加算 [20 単位/初日のみ] ■初期加算 [30 単位/日] (入所後 30 日間)

■退所時等相談援助加算 [400～500 単位/回]

○食 費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
1日あたり	300円	390円	650円	1,360円	1,445円
30日あたり	9,000円	11,700円	19,500円	40,800円	43,350円

○居住費（居室形態で料金が異なります）

【ユニット型個室的多床室】

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
1 日あたり	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円	1,728 円
30 日あたり	16,500 円	16,500 円	41,100 円	41,100 円	51,840 円

【ユニット型個室】

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
1 日あたり	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,066 円
30 日あたり	26,400 円	26,400 円	41,100 円	41,100 円	61,980 円

（２）その他の料金

① 特別な食事・・・実費

② 日用費用受入 別途「日常業務受入・支払代行契約」を結んでいただきます。

日用費用受入・支払代行に係る事務手数料・・・1,000 円／月

その他 上記の他に

おやつ代 120 円／1 日【希望： 有 or 無】

テレビ代 200 円／月 【希望： 有 or 無】

【開始日： 年 月 日～】

レクリエーション費用、買物サービスの費用などは自己負担になります。

理美容代 2,100 円（カットのみ 1,300 円、顔そりのみ 1,000 円）

テレビ代 200 円（自室での使用時）

日用品費 ボックスティッシュ・石鹸・歯ブラシ 各 100 円 歯磨き粉 200 円

カイロ（10 個）210 円 等

（３）基本料金の減免措置

生活相談員にお尋ねください。

（４）支払方法

毎月 15 日頃までに前月分の請求をいたしますので、15 日以内にお支払いください。

料金の支払いを受けたときは、翌月 10 日ころまでに領収書を発行します。お支払い方法は、17 日に登録のうち銀行口座から自動引き落としにてお支払いいただきます。

（５）料金の変更等

本契約書及び重要事項説明書に記載されている料金は、契約締結日において有効な介護保険法令及び当施設の人員配置等に基づくものです。将来、介護保険法令の改正や当施設の職員配置の体制の変更等により、料金に変更される場合がありますので、ご了承ください。

* 料金についてご不明なことがございましたら遠慮なくお問い合わせください。

５ 外泊時（入院を含みます。）の取り扱いについて

当施設に入所中に利用者が外泊をした場合、

- （１）外泊の初日と最終日は通常どおりの料金となります（例えば、1 泊 2 日の外泊であれば通常どおりの料金です。）。)

- (2) 外泊の初日と最終日を除く期間（例えば、2泊3日の外泊であれば、1日分）については、基本料金及び食費は発生しませんが、居住費は発生します。ただし
- ① 外泊の初日と最終日を除く期間が1月に6日（一度の外泊が月をまたが場合は最大で連続12日）までの間は、基本料金に代えて、1日当たり281円（561円・841円）の外泊費用が発生します。
- ② 外泊の初日と最終日を除く期間が①の期間を超えたときは、その超えた部分につき、外泊費用は発生しません。また、居住費は負担限度額の対象外となるため、第1段階、第2段階、第3段階の方でも、第4段階の方と同じ基準額（1日2,066円または1,728円）となります。

6 当施設のサービスの特徴等 別紙の資料をご覧ください。

7 緊急時の対処方法

利用者に容体の変化があった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたします。

◎ 緊急の場合は、下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊 急 の 連 絡 先 ①	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	
緊 急 の 連 絡 先 ②	
氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	

8 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合、以下の点に留意して対応させていただきます。

(1) 速やかな連絡

事故が発生した場合、予め登録いただいている「緊急連絡先」へ速やかにご連絡します。また、重大な事故の場合、地方公共団体など関係機関にも連絡します。

(2) 事故の状況を報告

当施設の事故防止委員会が調査した結果に基づいて、ご家族等の皆様に事故の発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

(3) 改善策の検討と実践

当施設の事故防止委員会が発生した事故の要因分析を職員の参画のもとで多角的に行い、具体的な再発防止を検討・実践していきます。そして検討した結果は、ご家族等の皆様に対して説明します。

(4) 誠意をもって対応

事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族等の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。

9 身体拘束について

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止としています。ただし、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害以上に拘束をしないリスクの方が高い場合で、且つ、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合に限り、本人又は家族への説明同意を得て行い、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察・記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努めます。

■緊急やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることを基本方針とするが、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は必要最低限の身体的拘束を行うことも有り得えます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

10 虐待防止に関する事項

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(5) 当施設はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 1 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当施設は個人情報保護法に違反いたしません。
- (2) 当施設のサービス提供上必要となる個人情報については、ご契約者ならびご家族の同意のもと適切に使用いたします。
- (3) 個人情報の具体的な使用内容は別紙でご説明させていただきます。

1 2 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくことが望ましいと考えておりますが、必ずしもこれらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連携してその債務の履行義務を負うことになります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者又は身元引受人にご負担いただくことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり、破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

1 3 相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

☆サービス相談窓口☆ 10:00～18:00 電話番号：0480-61-2228 担当：伊藤 恵子、佐々木 満（本館） 山崎 彰一（みのり館）

*** その他の苦情相談窓口**

- ① 加須市役所 高齢介護課
電話 0480-62-1111
- ② 埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情専用窓口
電話 048-824-2568
- ③ 第三者委員
古峰 孝 0480-61-5145
松本正行 0480-61-5755
町田由男 0480-61-5377
長濱英男 0480-61-3998

1.4 第三者評価の実施の有無

当施設では提供するサービスについて、第三者による評価は実施しておりません

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 ㊦340-0211
所在地 久喜市上内 1446-1
名 称 社会福祉法人さきたま会
代表者名 理事長 竹下 成子

説明者 特別養護老人ホーム みずほの里

職氏名 生活相談員 _____ 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 氏 名 _____ 印

身元引受人 氏 名 _____ 印